

平成28年度 ワークライフバランス推進強化月間における取組(復興庁)

○省全体における取組

○事務次官からメッセージの発信

- ✓ 職員は、不要・不急業務の見直しを行い、効率的な働き方ができるよう働き方を見直すこと
- ✓ 管理職員は、超過勤務理由を事前に確認し、業務改善に向けた取組を行う
- ✓ 原則として、20時以降の超過勤務は行わないこと

○超過勤務縮減の徹底

- ✓ 期間中、庁舎の20時以前消灯を励行
- ✓ 16時以降の会議や作業の発注をしないよう努める

○休暇(年次休暇・夏季休暇)の一層の取得促進

- ✓ 年次休暇及び夏季休暇(3日)をあわせて、連続した休暇(週休日を含む7日以上)の積極的取得を推進

○「ゆう活」実施概要

・実施期間

平成28年7月～8月の2か月間

・実施概要等

- 職員の希望や業務状況に応じて、原則、15日以上の実施日を職員個人単位で設定
- 実施期間のうち、一定期間(7月17日～8月20日)を『「ゆう活」実施推奨期間』とし、職員の積極的取組を促す
- 各職員の実施日の見える化(登録状況一覧表の共有)